



発行 東京都

目次

34

訓令（監）

○東京都監査委員電子情報処理規程の一部改正……………二〇

規程（文）

○東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………二〇

規程（水）

○東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………二二

○東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………二二

○東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………二三

規程（下水）

○東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………二五

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………二五  
（東京都人事委員会）……………二五

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十六号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「次に掲げる場合を除き、」を削り、「いう。」の下に「（電磁的記録を除く。）」を加え、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務局長が別に定める場合は、この限りでない。

第三十五条第二項中「前項各号の規定により情報処理システムを利用して庁外に送信する」を削り、「施行文書」の下に「（電磁的記録に限る。）」を加え、「ついでには、法令等」を「は、東京都電子署名規則（令和四年東京都規則第二百十六号）」に改め、

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）……………七
- 東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十四項により知事が別に定める者……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）……………八
- 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正……………九
- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 東京都人事委員会電子情報処理規程の一部改正……………九

規則

○東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）……………一

○東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則の一部を改正する規則……………（デジタルサービス局戦略部デジタル改革課）……………二

○東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）……………六

○東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局都立病院支援部法人調整課）……………六

訓令

○給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）……………七

告示

○東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十四項により知事が別に定める者……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）……………八

訓令（選）

○東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正……………九

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………九

訓令（人）

○東京都人事委員会電子情報処理規程の一部改正……………九

「、必要に応じて」を削り、「電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)」を「同規則」に、「行うものとする」を「付与しなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同規則第三条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第三十五条第三項中「第一項の」を「前二項の」に改め、「押印」の下に「又は電子署名の付与」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第八十七号

東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則の一部を改正する規則

東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則(令和四年東京都規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都電子署名規則

第一条の前に次の章名を付する。

第一章 総則

第一条中「の電子署名記録媒体による」を「が行う」に改める。

第二条第五号中「及び中央卸売市場」を、「中央卸売市場、教育庁、警視庁、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、東京消防庁及び議会議局」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「及び中央卸売市場長」を、「中央卸売市場長、教育委員会教育長、警視総監、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、収用委員会事務局

長、消防総監及び議会議局長」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加える。

四 立会人型電子契約サービス デジタルサービス局長又は財務局長が別に定める立会人型電子契約サービス提供者(以下「立会人型電子契約サービス提供者」という。)が、東京都及び契約、協定その他これらに類するもの(以下「契約等」という。)の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスという。

五 当事者型電子署名 電子署名のうち、電子署名記録媒体を用いて行う電子署名という。

六 立会人型電子署名 電子署名のうち、立会人型電子契約サービスを用いて行う電子署名という。

七 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる電磁的記録が真正なものであると確認の上、立会人型電子契約サービス提供者が当該電磁的記録に電子署名を付与することに同意し、立会人型電子契約サービス提供者に電子署名の付与を指示することをいう。

第二条に次の三号を加える。

十 組織規程別表三に掲げる本庁行政機関(前号に規定する局を除く。)、組織規程別表四に掲げる地方行政機関その他デジタルサービス局長又は財務局長が別に定めるものをいう。

十一 庶務主管課 局又は所の庶務をつかさどる課(総務局にあつては、総務局総務部文書課)をいう。

十二 庶務主管課長 庶務主管課の長をいう。

第十二条中「電子署名記録媒体による」を削り、「デジタルサービス局長」の下に「(第三条第一項第二号に規定する場合にあつては、財務局長)」を加え、同条を第十六条とする。

第十一条の見出し中「電子署名記録媒体の使用状況」を「電子署名の取扱い」に改め、同条中「電子署名記録媒体の管理及び使用状況等」を「電子署名の取扱い」に改め、

「デジタルサービス局長」の下に「(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、財務局長)」を加え、同条を第十五条とする。

第十条の見出し中「電子署名記録媒体による電子署名」を「当事者型電子署名」に改め、同条第一項中「電子署名記録媒体による電子署名」を「当事者型電子署名」に改め、「文書総合管理システム」の下に「その他事案の決定に用いたシステム」を加え、「以下」を「。第三項において」に、「管理者又は取扱者」を「管理者等」に改め、同条第二項及び第三項中「電子署名記録媒体による電子署名」を「当事者型電子署名」に、「管理者又は取扱者」を「管理者等」に改め、同条の次に次の一章並びに章名及び一条を加える。

第三章 立会人型電子署名の取扱い

(確認同意者の設置等)

第十一条 確認同意を行う者として、局又は所に確認同意者を置き、庶務主管課長(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、契約主管課長)をもって充てる。

2 確認同意者は、自己の指揮監督する職員のうち、契約等締結事務を担当する者以外の者から確認同意を補佐する者として、確認同意担当者を指名する。

(確認同意の方法)

第十二条 確認同意者又は確認同意担当者(以下「確認同意者等」という。)は、立会人型電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決定済みの起案文書とを照合し、確認同意を行う。

2 確認同意者等は、前項の確認同意を行ったときは、確認同意者等の氏名及び日付を記録しなければならない。ただし、第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、決定済みの起案文書に確認同意をした日付を記載の上、署名し、又は押印しなければならない。

3 確認同意者等は、第一項の確認同意を行った後、立会人型電子署名が付与され、当該契約等が確定したことを速やかに確認するものとする。

(立会人型電子契約サービスのパスワードの管理)

第十三条 確認同意者は、立会人型電子契約サービスに接続するためのパスワードが当該立会人型電子契約サービスの確認同意者等以外の者に知られることのないようにし

なければならない。

第四章 補則

(電子署名の取扱いの事故報告)

第十四条 局長は、当事者型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにデジタルサービス局長に別記第五号様式による電子署名記録媒体事故報告書を提出しなければならない。

一 電子署名記録媒体の破損、電子署名記録媒体に記録されているデータの毀損又はパスワードの忘失により電子署名記録媒体を使用できなくなったとき。

二 盗難、紛失、災害等により電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。

三 電子署名記録媒体のパスワードが漏えいしたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、電子署名記録媒体が不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

2 局長は、立会人型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにデジタルサービス局長(第三条第一項第二号に規定する場合にあっては、財務局長)に別記第六号様式による立会人型電子契約サービス事故報告書を提出しなければならない。

一 立会人型電子契約サービスに接続するためのアカウント情報及びパスワードが漏えいしたとき。

二 前号に掲げるもののほか、立会人型電子契約サービスが不正に使用され、又は不正に使用され得る状態になったとき。

第八条を第九条とし、第七条第三項中「電子署名記録媒体による電子署名」を「当事者型電子署名」に改め、同条第四項中「取扱者」の下に「(以下「管理者等」という。)」を加え、同条を第八条とする。

第六条第一項中「置き、」の下に「局の」を加え、「(庶務主管課の長をいう。総務局にあっては、総務局総務部文書課長)」を削り、同条第二項中「電子署名記録媒体による電子署名」を「当事者型電子署名」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「別記第一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第五条とする。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定による電子署名記録媒体の発行及び更新は、別記第一号様式による電子署名記録媒体交付申請書により局長が申請することにより行うものとする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条及び章名を加える。

(電子署名の取扱い及び適用除外)

第三条 東京都が行う電子署名は、当事者型電子署名によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、立会人型電子署名によることができる。

一 東京都と契約等の相手方との合意内容を記録した電磁的記録を作成したとき(次号に掲げるときを除く)。

二 東京都契約事務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十五号)第三十六条第四項に規定する総務省令で定める措置として契約内容を記録した電磁的記録を作成したとき。

2 前項本文の規定にかかわらず、東京都が作成した電磁的記録であつて、その真正性を確認できるものとしてデジタルサービス局長が別に定める電磁的記録については、電子署名を付与することを要しない。

第二章 当事者型電子署名の取扱い

別記第三号様式中「第6条」を「第14条」に改め、同様式を別記第五号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式(第14条関係)

立会人型電子契約サービス事故報告書

文書記号・番号

年 月 日

殿

局長名 \_\_\_\_\_  
(公印省略)

次のとおり立会人型電子契約サービスに事故がありましたので届け出ます。

記

契約等の名称	
確認同意者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他	

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を別記第三号様式とする。  
 別記第一号様式中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記第二号様式とする。  
 附則の次に次の一様式を加える。

別記  
 第一号様式 (第4条関係)

電子署名記録媒体交付申請書

文書記号・番号

年 月 日

デジタルサービス局長 殿

局長名 \_\_\_\_\_  
 (公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体の交付を申請します。

電子署名記録媒体管理者	
用途	
理由	組織の新設 (変更) その他 ( )
備考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(東京都契約事務規則第三十六条第四項の規定による電子署名に関する規則の廃止)
- 2 東京都契約事務規則第三十六条第四項の規定による電子署名に関する規則(令和四年東京都規則第二百十二号)は、廃止する。

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十八号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーバス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「附則第二十三項」を「附則第二十四項」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第二十五項を附則第二十六項とし、同項の次に次の三項を加える。

27 令和五年九月三十日を有効期限とするバスの発行を受けた者で、第二条第二項に定める額を負担したものが、同年十月一日から令和六年九月三十日までの間を有効期間とするバスの発行を受けるに当たり、同項に定める額を負担する場合において、令和五年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないこと又は特別区若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を免除されたこと(以下「証明事項」という。)を証することができる書類(以下「所得証明書類」という。)を所持しているときは、証明事項を証することを要しない。

28 指定団体は、指定団体が定める期間において、前項の規定により証明事項を証することを要しないとされた者に対し、証明事項の確認のために必要があるときは、所得証明書類を提示又は提出させることができる。

29 指定団体は、附則第二十七項の規定により証明事項を証することを要しないとされた者が正当な理由なく前項の規定による提示又は提出に応じない場合は、指定団体の

定めるところにより、当該バスの返還を命じ、バスの発行を停止することができる。

附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十三項の次に次の一項を加える。

24 第二条の規定にかかわらず、令和五年度にバスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等(令和四年度にバスの発行を受けた者に限る。)その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

別表中「株式会社新日本観光自動車」を

株式会社新日本観光自動車  
東京BRT株式会社  
に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十九号

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び

び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則(令和四年東京都規則第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第二章第七節」の下に「に規定する純資産変動計算書、同章第八節」を加え、「同章第九節」を「同章第十節」に、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書」に改める。

第十一条各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容

- 二 都の政策における法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 適正なサービスを持続的に提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
- 十三 内部統制の運用状況
- 十四 法人に関する基礎的な情報

第十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容及び法第三十五条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び当該事項があるときはその内容第十四条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第一号中「正当な理由による」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第三十四号

支 庁 中 一 般 庁

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表第一本庁の項中「子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長」を「スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課長」に、「福祉保健局医療政策部看護人材担当課長及び保健政策部地域保健推進担当課長及び医療政策部看護人材担当課長」を「保健医療局保健政策部地域保健推進担当課長及び保健政策部看護人材担当課長」に改める。

別表第一本庁行政機関及び地方行政機関の項中

「監察医務院の院長及び副院長」を「総合精神保健福祉センターの所長」に、  
「総合精神保健福祉センター及び健 康安全研究センターの所長」を「監察医務院の院長及び副院長」に、  
「健康安全研究センターの所長」を「健康安全研究センターの所長」に、

「参事研究員」を「参事研究員」に、  
「部長監察医」を「部長監察医」に、

「保健所の所長」を「心身障害者福祉センターの次長」に、  
「心身障害者福祉センターの次長」を「心身障害者福祉センター及び府中療育センターの部長」に、  
「北療育医療センター及び府中療育センターの部長」を「北療育医療センター及び府中療育センターの部長」に、  
「総合精神保健福祉センターの副所長」を「総合精神保健福祉センターの副所長」に、  
「保健所の所長」を「保健所の所長」に、

「医師、監察医長、地域援助医長及び医療審査医長」を「医師、監察医長及び地域援助医長」に、  
「保健所の保健対策課長、歯科保健担当課長及び出張所副所長」を「監察医長」に、  
「児童相談センターの治療指導課長」を「児童相談センターの治療指導課長」に、  
「北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長」を「北療育医療センター城南分園及び城北分園の園長」に、  
「総合精神保健福祉センターの科長及び課長」を「総合精神保健福祉センターの科長及び課長」に、  
「精神保健福祉センターの所長」を「精神保健福祉センターの所長」に、  
「精神保健福祉センター及び出張所副所長」を「精神保健福祉センターの所長及び出張所副所長」に、

事業所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

「保健所の保健対策課長、児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長」を「児童相談センターの治療指導課長、総合精神保健福祉センターの課長、保健所の保健対策課長」に、

「監察医務院、北療育医療センター及び府中療育センターの科長  
府中療育センターの地域療育支援担当科長  
監察医務院及び総合精神保健福祉センターの事務長  
看護専門学校副校長  
北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長  
北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長  
監察医務院の科長  
監察医務院の事務長  
看護専門学校副校長」  
を  
「北療育医療センター及び府中療育センターの科長  
北療育医療センター城南分園及び城北分園の次長  
北療育医療センター及び府中療育センターの事務次長  
府中療育センターの地域療育支援担当科長  
総合精神保健福祉センターの事務長  
監察医務院の科長  
監察医務院の事務長  
看護専門学校副校長」

改め、同表東京都採用委員会事務局の項及び東京都労働委員会事務局の項中

<p>総務課長</p> <p>条例別表第一イ行政職給料表(一)の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職(初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。)</p>	<p>区分六</p> <p>区分五(知事が別に定めるものについては区分十)</p>
---	---

を

に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一東京都採用委員会事務局の項及び東京都労働委員会事務局の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一本庁の項の改正規定(「福祉保健局医療政策部看護人材担当課長及び保

健政策部地域保健推進担当課長」を「保健医療局保健政策部地域保健推進担当課長及び医療政策部看護人材担当課長」に改める部分に限る。)及び同表本庁行政機関及び地方行政機関の項の改正規定 令和五年七月一日

2 前項第一号に掲げる改正規定による改正後の給料の特別調整額に関する規程別表第一 東京都採用委員会事務局の項及び東京都労働委員会事務局の項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

告示

●東京都告示第三百七十四号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則(令和五年東京都規則第八十八号)による改正後の東京都シルバーバス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三十四号。以下「改正後の規則」という。)附則第二十四項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 令和四年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバーバス条例施行規則第二十三項の規定により費用負担額を千円とされたもの(改正後の規則附則第二十四項に規定する市町村民税非課税者等及び令和四年東京都告示第四百三十六号(東京都シルバーバス条例施行規則附則第二十三項により知事が別に定める者)二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。)

二 令和五年度にバスの発行を受ける者で、令和四年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た



額とする。以下同じ。)が百三十五万円以下であることを証したものの(やむを得ない事由により令和四年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証することができない場合は、令和三年の合計所得金額が百三十五万円以下であることを証したものと)

附則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 令和五年九月三十日を有効期限とするパスの発行を受けた者で、令和四年東京都告示第四百三十六号(東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十三項により知事が別に定める者)二に該当するもの(同告示附則第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)が、同年十月一日から令和六年九月三十日までの間を有効期間とするパスの発行を受ける場合における同告示二の適用については、その者が令和四年の合計所得金額が百三十五万円以下であること(以下「証明事項」という。)を証することができる書類(以下「所得証明書類」という。)を所持しているときは、証明事項を証することを要しない。  
3 指定団体は、指定団体が定める期間において、前項の規定により証明事項を証することを要しないとされた者に対し、証明事項の確認のために必要があるときは、所得証明書類を提示又は提出させることができる。  
4 指定団体は、附則第二項の規定により証明事項を証することを要しないとされた者が正当な理由なく前項の規定による提示又は提出に応じない場合は、指定団体の定めるところにより、当該パスの返還を命じ、パスの発行を停止することができる。

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第四号

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程(平成二十年東京都選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第十四条第二項中「東京都電子情報処理規程(平成三年東京都訓令第二百二十七号)第

二条第十四号」を「規則第二条の二第一項」に、「情報統括責任者(以下単に「情報統括責任者」という。)」を「最高情報責任者」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

規則(人)

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第八イの部中「経済企画委員会副委員長」の次に「及び生活文化スポーツ同局長」を加え、同部一の項中「東京都選挙管理委員会推進部長」を「東京都選挙管理委員会推進部長」に改め、同部二の項中「政策企画部推進部長」を「政策企画部推進部長」に改め、同部二の項中「政策企画部推進部長」を「政策企画部推進部長」に改め、同部二の項中「政策企画部推進部長」を「政策企画部推進部長」に改め、同部二の項中「政策企画部推進部長」を「政策企画部推進部長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第三号

東京都人事委員会電子情報処理規程(平成二十八年東京都人事委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

東京都人事委員会事務局

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第二条第八号中「東京都電子情報処理規程（平成三年東京都訓令第百二十七号）」を「東京都デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都訓令第三十五号）」に、「第二条第十号」を「第二条第十一号」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 共通基盤サービス 都規程第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。

十二 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。）第二条の二第一項に規定する最高情報責任者をいう。

第十条中「東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第十一条第二項及び第十六条中「情報統括責任者」を「最高情報責任者」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

### 訓 令 (監)

#### ●東京都監査委員訓令第五号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程（平成二十年東京都監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

- 東京都監査委員 伊藤 ゆう
- 東京都監査委員 伊藤 こういち
- 東京都監査委員 茂 垣之雄
- 東京都監査委員 岩田 喜美枝
- 東京都監査委員 松本 正一郎

第二条第九号を次のように改める。

九 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。）第二条の二第一項に規定する最高情報責任者をいう。

第十条中「東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第十一条第二項及び第十六条第二項中「情報統括責任者」を「最高情報責任者」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

### 規 程 (交)

#### ●交通局規程第四十四号

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子情報処理規程（平成十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号を次のように改める。

九 共通基盤サービス 東京都デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都訓令第三十五号）第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。

第二条第十一号を次のように改める。

十一 最高情報責任者 東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号。以下「規則」という。）第二条の二第一項に規定する最高情報責任者をいう。

第五条第七号中「共通基盤システム」を「共通基盤サービス」に改める。

第十一条中「東京デジタルファースト条例施行規則（令和二年東京都規則第四百十六号）」を「規則」と改める。

号。以下「規則」という。)を「規則」に改める。  
第十二条第二項及び第十七条第二項中「情報統括責任者」を「最高情報責任者」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の部主計課の項に次の一号を加える。

八 工業用水道事業の清算に係る総合調整に関すること。

第三条の表総務部の部施設計画課の項第二号中「工業用水道」を「廃止前の東京都工業用水道条例(昭和三十八年東京都条例第七十二号)に規定する工業用水道(以下「旧工業用水道」という。)」に改め、同表職員部の部人事課の項第三号中「第三者コンプライアンス委員会」を「コンプライアンス推進策」に改め、同項第四号中「コンプライアンス強化策の推進」を「東京水道グループコンプライアンス有識者委員会」に改め、同表浄水部の部管理課の項第一号中「送水施設及び工業用水道施設」を「及び送水施設」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同部設備課の項中「(工業用水道に関する)を含む。」を削り、同項に次の一号を加える。

二 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の管理の事務に関すること(浄水部管理課に属するものを除く。)

第三条の表給水部の部配水課の項第一号中「水道及び工業用水道」を「水道の配水及び旧工業用水道」に、「配水」を「配水施設」に改め、同部給水課の項第一号、第五号

及び第六号中「工業用水道」を「旧工業用水道」に改め、同部水道緊急隊の項第五号中「漏水防止作業の指導」を「漏水の修理、事故時等の応急措置」に改め、同表建設部の部工務課の項第二号中「施設整備事業」の下に「及び旧工業用水道施設撤去事業」を加え、同部管路設計課の項第一号中「配水施設」の下に「及び旧工業用水道施設撤去」を加える。

別表二総務部の項中「経営改革推進担当課長」を「経営改革推進担当課長 事業調整担当課長」に、「情報化推進担当課長」を「情報化推進担当課長 技術連携担当課長」に改め、同表職員部の項中「コンプライアンス監理担当課長」を「コンプライアンス担当課長」に改め、同表浄水部の項中「工業用水道担当課長」を削り、「設備技術担当課長」を「設備技術担当課長 施策推進担当課長」に改める。

別表三給水管理事務所の項及び給水事務所の項中「水道の営業、下水道の受託業務」を削り、同表支所の項中「及び工業用水道」を削り、「配水管」を「旧工業用水道を含む配水施設」に改め、同表建設事務所の項中「水道施設工事」の下に「及び旧工業用水道施設撤去工事」を加える。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子情報処理規程(平成二十年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 共通基盤サービス 東京都デジタルサービス開発・運用規程(令和五年東京都訓令第三十五号)第二条第十四号に規定する共通基盤サービスをいう。

第五条第五号中「共通基盤システム」を「共通基盤サービス」に改める。

第九条第二項中「東京都電子情報処理規程(平成三年東京都訓令第二百二十七号)第二条第十四号に規定する情報統括責任者(以下「情報統括責任者」という。)」を「規則第二条の二第一項に規定する最高情報責任者(以下「最高情報責任者」という。)」に改める。

第十条第一項第一号中「及び工業用水道使用者(以下「お客さま」という。)」を削る。

第十五条第二項中「情報統括責任者」を「最高情報責任者」に改める。

第二十三条第二号中「お客さま」を「水道使用者」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 東京都水道局長委任条項(昭和四十七年東京都規則第二百九号)第四号に基づく事務については、東京都規則その他の関係規程及び通達に基づき処理するものとする。

第二条の二第三項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第十八条第一項中「及び工業用水道事業」を削る。

第十九条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第二十条中「(工業用水道に関するものを除く。)」を削る。

第四十九条の二第二号中「及び会計区分の別」を削る。

第四十九条の四中「会計別に常時各一冊」を「常時一冊」に改める。

第九十三号中「水道事業、工業用水道事業」に行い、それぞれ「」を削る。  
別記第十一号様式を次のように改める。





別記第三十五号様式の四、第三十五号様式の五、第三十五号様式の六、第三十六号様式  
の二、第三十七号様式の七及び第四十一号様式の二を削る。

別記第四十三号様式の二中「        」を削る。

別記第四十八号様式の二中「        」を削る。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏二

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程(平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号)の  
一部を次のように改正する。

第四條中「共通基盤システム」を「共通基盤サービス」に、「東京都電子情報処理規  
程(平成三年東京都訓令第二百二十七号)」を「東京都デジタルサービス開発・運用規程  
(令和五年東京都訓令第三十五号)」に、「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に、  
「第四条」を「第五条」に改める。

第六條第五号中「共通基盤システム」を「共通基盤サービス」に改める。

第十四條第二項中「都規程第二条第十四号」を「規則第二条の二第一項」に、「情報  
統括責任者」を「最高情報責任者」に改める。

第十九條第三項中「情報統括責任者」を「最高情報責任者」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

通達

4人委任第292号  
令和5年3月31日

各任命権者 殿

東京都人事委員会  
委員長 青山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用  
について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について(昭和50年12月25日付50人委第1200号)」の一部を下記のように改正しましたので、令和5年4月1日以降これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第2項を次のように改める。

2 イの表の職務区分の項(同表の職務区分の項及び職務区分の項)において同じ。は、次の各号に掲げる例第2条の規定に基づき当該各号に定める派遣先団体への派遣に限る。

- (1) 政策企画局 局長 公益財団法人東京オリピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- (2) 生活文化スポーツ文化事業団

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

